

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）14:29～14:50

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<提案者>

佐藤 一彦 政策経営部企画課長

原島 克典 都市整備部都市計画課長

亀山 剛 政策経営部企画課企画担当係長

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 豊島区国際アート・カルチャー都市構想

3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループということで、豊島区の方々においでいただいております。国際アート・カルチャー都市構想ということで、御提案いただいたということでございます。

時間が 30 分程度ということでございますが、10 分程度で御説明をいただいた上で意見交換ということでお願ひいたします。

きょうは八田座長が急遽お休みということで、原委員が代理で座長をされております。では、原委員よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうもありがとうございます。では、御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 横判の資料をごらんいただければと思います。時間が限られておりますので、ポイントだけ御説明を申し上げます。

1 ページ、豊島区が目指そうとしているアート・カルチャー都市というのは何ぞやとい

うことを簡単に説明しております。豊島区に漫画のトキワ荘あるいはさまざまな芸術作品を生み出した池袋モンパルナスというアトリエ村などがございました。そういう歴史を生み出してきた場であるということと、今も文化創造都市ということをまちづくりの基本線にしておりまして、平成20年には文化庁長官の表彰を受けるといったようなことになりました。

今、そういった流れの中で最近は演劇のまちということもそうですし、乙女ロードと言われたりしていますが、そういうふうな新しい若い方々によります文化活動も非常に活発に行われるようになってきております。そういうことを生かしまして、それを世界に売り込んでいく。そういうまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますが、近年、特に演劇でも後ほど写真などをお示ししておりますが、フェスティバルトーキョーなど、建物の中だけではなくて外の空間でも積極的に表現活動を行う。また、乙女、アニメといったことではコスプレなどが、やはりこれも建物の中だけではなくて、駅近くの通りなどを歩きながら、それを商店街の方々も認めていただいて、お店に入ってもいいです。そういうところで撮影してもいいですといったような形で、町の至るところでそういうパフォーマンスが行われるような動きになってきておりまして、それをぜひ伸ばしていきたいと思っております。

そういった中で2枚目をごらんいただきますと、東京の中でさまざまなまちづくりが進んでいるわけでございますが、新宿であるとか湾岸のあたり、大手町というあたりはビジネスマンあるいは産業をどんどんオフィスを誘致するといったことかと思います。池袋におきましては一味違うと申しますか、文化、アート、カルチャーという魅力で世界から人や産業を引きつけるという、東京の中で一服の清涼剤と申しますか、そういう形で役割を果たしてまいりたいと思っております。

3ページをごらんいただきますと、このところ池袋を中心にいろいろなまちづくりの動きが始まっておりまして、そういうものを幾つか御紹介しております。池袋の駅の東西デッキであるとか、あるいは西武本社さんなどの建てかえの計画。区役所の新庁舎、造幣局などさまざまな動きがある。西口のほうでも再開発の動きが始まっています。こういう動きを生かしながら、そのつくった器の中にどういう活動を展開していくかということで、アート・カルチャーというものをキーワードにしていきたいと思っています。

4ページ、5ページにお進みいただきますと、まちづくりとアート・カルチャーというものをどうつなげていくかということで、まず最初にやりたいと思っているのがオープンカフェでございまして、10年ほど前にやった社会実験の様子がございますけれども、こういった空間をカフェという飲食の場だけではなくて、ちょっと演奏しているようなシーンもございますが、くつろいでいただく、安らぎを感じていただく、あるいは季節を感じていただく。そういう空間に無味乾燥な、今は銀行街のような形になっている通りでございますけれども、緑の植栽も多い大きな道でございまして、池袋の東口の駅正面にある通りなのですが、その立地、それから、緑の多さを生かして池袋の1つの顔にしていきた

いと思っております。

こちらにつきましては初期メニューの道路占有の緩和、エリアマネジメントといったものを入りていきながら推進をしていきたいと思っておりまして、既に今年度まちづくりビジョン連絡会というものがございまして、10月22日からまた社会実験をやりたい。また、来年5月に新庁舎がオープンする。そこまでの駅からの動線の1つでございますので、そのときにまた社会実験をやりながら、国家戦略特区の指定を少しでも早くいただいて、この規制緩和のメニューを使って恒常に新しいにぎわいの創出ということにトライしていくたいと思っております。

5ページ、最近の若い方々の活気あふれる、みずからがパフォーマンスを発揮しながら、それから、見に来たりもするといったような、池袋は文化に接する町というよりも、文化をみずからつくり出すといったような方々を、日本だけではなく世界から集める町になっていきたいと思っております。

6ページ、7ページにお進みいただきますと、世界から池袋にアーティストあるいはパフォーマーの方に集まつていただく上で、今、私どもがネックになっていると感じていること。これが8月末に追加提案をさせていただいたものですが、1つには在留資格に関してでございますけれども、興行ビザでなければ演劇などの公演をしていただくことができないということでございますが、これは非常に手続に時間がかかります。日本国内でも手続をし、さらに母国でも手続をしていただく。母国で地方にお住まいのアーティストだった場合には、わざわざ日本大使館がある首都周辺まで来ていただいて手續をしなければならないということで、非常に時間もかかるしネックになっている1つであると思っております。

7ページにございますけれども、これは税金の関係でございますが、興行ビザで入ってくることで、初めて報酬を得る活動が演劇等できるわけでございますが、それに20%の税が乗ってしまうということで、その分を直接向こうから来る方という訳にはいかないので、結局、国内の興行主がギャラ、手取りを減らすわけにいかないので、興行主がかぶってやっている。その分ですから手続も非常に時間がかかるということもあって、ここが例えれば公共的な活動、豊島区で言えば未来文化財団という財団もございますけれども、あるいはエリアマネジメントを展開するような事業体が海外から招聘したような場合には、簡易な手続で所得税の軽減ができるようができていくと、さらに日本に今、正直申し上げて欧米に興行に行くのに比べて日本に行くのは、アーティストの方にとっても非常にうつとうしいという状況があると聞いておりまして、そういうあたりをクリアしていくのではないかと思っております。

8ページ、これは初期メニューの一環かなと思っておりますが、先ほどの中で当初の私ども東京都さんなんかとお話しをしている中では、道路占用の関係で言うとオープンカフェということでさせていただいておりましたけれども、キッチンカーにつきましても同じように緩和の中で実現をしていきたいと思っております。

9ページはフェスティバルトーキョーの写真でございまして、世界各国から多くのアーティストの方に来ていただいている。演劇も日本の劇団と共同で制作したり、あるいはこれは外で演じているような、来街者、通行人の方も一緒になってやっているようなタイプのものもやっているということでございます。

10ページはキッチンカーですが、これは区役所のすぐ近くにあるアニメイトさん。これは敷地内でキッチンカーをやっているのですけれども、これは自己の敷地内で一応OKとなっておりますが、こういうものもグリーン大通りなどに展開していくことができれば、そして池袋の駅周辺の駅前広場というのを平成30年、31年ぐらいまでを目指して、さらに歩行者優先の空間につくり変えていくというまちづくりの計画もございます。そういう中で池袋はそういった広場空間、道路といったところで、エリアマネジメントの一定のルールの中に従えば、自由に世界のアーティストの皆さんのが表現活動していただける。そういう町にしていきたいなと思っております。

2020年に東京オリンピックがあるわけでございますが、その前、2016年のリオが終わった後からは、恐らく日本においてもオリンピック文化プログラムといったものが活発に各地で広げられるわけでございますけれども、その際、今、私どもが御提案申し上げているようなところが、各地で世界からのオリンピックに参加している全ての国からアーティストを呼びたいと思ったときに、必ず壁になるはずでございまして、それを実験的に一足先に池袋の地でそのハードルを低くするといったトライをしていきたいと思っております。

大変雑駁ではございますが、御説明は以上でございます。

○原委員 どうも大変ありがとうございます。

特に追加提案のところで御確認をさせていただきたいのですが、1つ目の興行か短期滞在化のところですが、もちろん何でもかんでも短期滞在の人で興行をやってもいいということにはならないわけですが、これは先ほどのエリアマネジメントの機関と一定の招聘といった条件でやっていくといった形になりますか。

○佐藤課長 そうですね。今は当座、フェスティバルトーキョーなどでやっているのは豊島区の外郭団体である財団なのですけれども、間もなくと申しますか、オープンカフェなどを目指してエリアマネジメントをやっていきたいと思っておりますので、その中で文化プログラム的に海外から招聘をするときには、今、正直、区長が実行委員会であるといって警察、公安などを説き伏せて、ようやく本当に限定的な許可がおりるだけですけれども、それをもう少し自由に。もちろん一定の縛りは必要だと思っております。

○原委員 差し支えない範囲で結構なのですけれども、具体的に今、興行でとろうとするとき、どういうところが引っかかるのでしょうか。

○佐藤課長 今、聞いているのは興行ビザというのはとにかく時間がかかるんだということとして、アーティストの方々は何と申しますか、劇団なら劇団でメンバーが必ず固定で、この人たちだけでやるんだということではなくて、つくり込んでいく中でメンバーが変わったりとか、あるいは体調不良でメンバーが変わったりということがあるわけですけれど

も、とにかくある人を呼ぶというだけで1ヵ月ぐらい簡単にかかってしまいますので、メンバー変更があったりしても自由が利かないということです。

先ほど少し申し上げましたが、まず興行ビザをとるときに日本国内でこの人はどこその国でこういう活動をしている。写真とともに添えて、この人ですと特定できる個人情報。手続をして、まず国内でその許可をもらう。その上であちらの方が母国で日本大使館に私が間違いなくその本人でありますということで、興行ビザをくださいなという手続があるわけでございまして、両方で2週間ずつぐらいかかってしまうということですので、興行などをやっていく上では急な変更とか、あるいはアドリブ的な日本に来たのだったらこういうふうにアレンジしてみようかというときに、非常に不都合であると聞いております。

また、しかしながら興行ビザでない限りは公演を打ってお金をもらうということをやつてはいけないことになっていますので、これをとるしかないという形で非常に狭くなってしまっていると聞いております。

○原委員 基本的には時間がかかるというところが最大の問題になるわけですね。

○佐藤課長 そうですね。そういうことになると思います。

○原委員 わかりました。

2つ目の源泉徴収のところでございますが、これはちゃんと理解していないのですが、源泉税の軽減というのは、どういう御提案と理解したらよろしかったでしょうか。

○佐藤課長 興行を打って収入を得るということで、通常、日本国内でそういう収入を得れば、日本国で税金がかかるわけですけれども、帰られた方は母国に帰られても収入を得たということであると、もう一度税金がかかってしまう可能性がある。その二重の徴税を調整するために租税に関する条約などを結んでいるようなのですが、そのところがなかなか先ほど申し上げたものと似ていますが、非常に手續が煩雑で時間がかかるということもありますし、招聘したアーティストなどに迷惑をかけないために、国内でかかってしまう税金に関しては事実上、日本が、招聘する側のプロモーターとかが負担をしてしまうことで、それが不便であると申しますか、そういうふうなことがあります。

○原座長 この軽減というのは、手續を簡単にしてからなくていいようにということですね。わかりました。

これが主に興行の問題なのかもしれません、興行以外でも生じ得るのですか。

○佐藤課長 可能性はあるとは思います。申しわけございません。興行以外でもこういった問題はあるのだろうと思いますが、今回はアート・カルチャーに絞って私どもも聞き取りをしておりますので、申しわけございません。

○原委員 わかりました。

あとは東京都さんとは今どんな。まず区域としての指定ということも含めてなのかもしれませんけれども、差し支えない範囲で。

○佐藤課長 区域指定につきましては、豊島区、ここで名前を出してはいけないかもしれません、中野区さん、台東区さんの3区がいち早く9区限定になっていることに対して

声を上げさせていただきまして、7月の都知事の記者会見でも、この3区に関してはエリアの拡大ができるように考えていきたいと表明をしていただきました。また、せんだって9月に入ってからのプレスがあったと思いますけれども、8月末に出したところも含めて9区拡大したいということで東京都さんも表明していただいておりますので、エリア指定の拡大については問題ないだろうと考えております。

○原委員 わかりました。

あとは何かございますか。

○佐藤課長 もしよろしければ、だめもとで申し上げますけれども、特に資料がないのですが、文化関係のところから強く言われておりますのが労働契約法です。短期労働者の無期契約に転換しなければいけないという規定がございますけれども、大学の職員のような方は10年延長されましたが、これからオリンピックなどを考えるときに、5年で職員が総入れかえになるようなことは文化の面でも避けたいということとして、その拡大を何とかお願いできないかということで、これはかなり切実な声で現場のほうでは持っているようとして、そのことをひとつお伝えをさせていただければと思います。

○原委員 それは具体的には例えば招聘をやったりするような人で、外国語のできるような人というのは。

○佐藤課長 外国語もそうですし、日本の文化にこういう魅力があるって、日本で公演することにこれだけの意味があるんだということを、外国の方に説明をするだけの文化的な素養であるとか、プロモーションをしていく能力であるとか、もちろん今、申し上げた交渉能力。そういう優秀な人間をみんな鶴の目鷹の目で狙っているわけですけれども、そういう人間を非常勤のような有期雇用でやった場合に、5年間で切らなければならないことになってしまいますので、そこの継続性に非常に苦労していると聞いています。

○原委員 その議論は昨年の有期雇用についての5年なのか何なのかという議論を散々やって、それはオリンピックを考えたら5年ってないではないかとか、そんな議論をずっとやっておって、結果として今のところ大学のところだけ穴があくという格好になっているのですけれども、そこは私どもとしては継続課題だと思っておりますので、だめもととおっしゃらずにもし御提案を。

○藤原次長 特区法の附則に書きまして、去年の臨時国会だったものですから、この前の通常国会で厚生労働省が企業内の一定のプロジェクト、重要なプロジェクトについて、それこそ5年を超えるような話もありますから、そこについては5年ではなくて10年という形で提出されました。

○佐藤課長 わかりました。そういう吉報を今日伺いましたということで、早速伝えたいと思います。ありがとうございます。

○原委員 どうもありがとうございました。